

【3】その他の制度融資等について

1 畜産関係制度融資について

(1)畜産関係資金（負債整理、償還負担軽減、家畜伝染病等対策）

畜産農家が利用できる資金については、既に説明した農業経営改善関係資金等も含め、様々なものがあります（(2)に「畜産関係融資制度」一覧を添付）が、ここでは、そのうち、負債整理資金、償還負担軽減対策に関する資金、家畜伝染病等への対応資金について、概略を説明します。

■負債整理資金

大家畜・養豚特別支援資金

目的：既往借入に係る償還が困難になっている大家畜経営者又は養豚経営者に対する借換資金の提供

原 資：農協等

融 資 機 関：農協等（(公社)中央畜産会による利子補給あり）

償 還 期 限：25 年以内等（据置期間 5 年以内等）

借入限度額：都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額

貸付利率：0.30%（令和 3 年 11 月貸付適用分）

■償還負担軽減対策

畜産経営体質強化支援資金

目的：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者に対する経営改善を支援するための一括借換資金の提供

原 資：農協等

融 資 機 関：農協等（(公社)中央畜産会による利子補給あり）

償 還 期 限：25 年以内等（据置期間 5 年以内等）

借入限度額：借入希望者が借り入れた酪農、肉用牛又は養豚経営に必要な資金の借入残高

貸付利率：0.25%（令和 3 年 8 月貸付適用分）

そ の 他：借入希望者は畜産経営体質強化計画を作成し、都道府県知事の承認を得ることが必要

■家畜伝染病等対応

家畜疾病経営維持資金

目的：広範囲に影響を与える口蹄疫等の発生に伴い深刻な影響を受けた畜産経営者に対する経営再開・継続及び維持に必要な資金の提供

原 資：農協等

融 資 機 関：農協等（(公社)中央畜産会による利子補給あり）

償 還 期 限：7 年以内等（据置期間 3 年以内等）

借入限度額：経営再開資金：個人 2,000 万円、法人 8,000 万円

経営継続・維持資金：飼養する頭羽数に応じ設定

（牛 130 千円/頭、豚 1 3 千円/頭、鶏 52 千円/100 羽 等）

貸付利率：0.80%（令和 3 年 10 月 18 日現在）

そ の 他：借入希望者は畜産経営体質強化計画を作成し、都道府県知事の承認を得ることが必要

(2)畜産関係融資制度一覧

2で説明した農業経営改善関係資金等も含め、畜産関係融資制度の一覧を掲載しました。

→農林水産省 HP からの抜粋ですが、金利は R2.4 現在のものとなりますのでご注意ください。

畜産関係融資制度

(金利については令和2年4月20日現在)

	元年11月	元年12月	2年1月	2年2月	2年3月
農業近代化資金基準金利	1.35	1.50	1.50	1.40	1.40
財政融資資金金利*	0.09	0.20	0.20	0.10	0.10
長期プライムレート	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95

*財政融資資金特別会計からの20年(うち据置3年)借入金金利

(1) 農業近代化資金 [相談窓口：農協系統金融機関、銀行、信用金庫]

資金の種類	金利(年%)	償還期限(うち据置期間)			貸付限度額(万円以内)	貸付対象						
		認定農業者	認定農業者以外の農業者	認定新規農業者		施設	農機具等	家畜の導入	家畜の育成			
建物等造成資金(1号資金)	0.20	15(7)	15(3)	17(5)	1,800(知事特認)	乳;肉;豚;鶏;他	乳;肉;豚;鶏;他	乳;肉;豚;鶏;他	乳;肉;豚;鶏;他	乳;肉;豚;鶏;他	乳;肉;豚;鶏;他	乳;肉;豚;鶏;他
農機具等のみの場合		7(2)	7(2)	10(5)	20,000	牛	牛	牛	牛	牛	牛	牛
家畜購入育成資金(3号資金)		7(2)	7(2)	10(5)	7(2)	○	○	○	○	○	○	○
小土地改良資金(4号資金)	《認定農業者に係る貸付利率の特例 0.16~0.20(注2)》	15(7)	15(3)	18(5)	法人等 20,000	○	○	○	○	○	○	○
長期運転資金(5号資金)		15(7)	15(3)	17(5)	農協等 150,000 農林水産大臣が承認した場合はその承認額	○	○	○	○	○	○	○

注1：貸付対象者は、①認定農業者、②認定農業者以外の農業者(畜産及び養蚕業を含む)、③認定新規農業者(農協、農業協同組合連合会、その他団体又は法人(農業者、農協、農業協同組合又は地方公共団体が主たる構成員若しくは拠出者となっている団体、又は基本財産の過半の額を拠出している法人))。

注2：認定農業者等の利率の特例を適用する場合とは、認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れられる場合。

注3：償還期限の認定新規農業者の欄は、認定新規農業者が認定新規農業者に従って借り入れられる場合。

注4：東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子(最長18年間)、実質無担保等での貸付けが可能。さらに償還期間(据置期間)についても3年延長。

注5：新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた者に対し、実質無利子(貸付当初5年間)、実質無担保等による貸付が可能。

資金の種類	金利 (年%)	償還期限 (短期を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (A又はBの低い額)		貸付対象			摘要
				A 融資金額 (万円)	B 融資金率 (%)	施設 豚、鶏、他	農機具等 豚、鶏、他	家畜の導入 豚、鶏、他	
農林漁業セーフティネット資金	0.16~0.17	10	3	個人 <一般>600 (東日本大震災・新型コロナウイルス関連: 1,200)		(1)災害 (台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等) (2)法令に基づく行政処分 (CSF、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等) (3)社会的、経済的な環境変化等 (新型コロナウイルス、農林水産物の不作等) による一時的な経営状況の悪化			経営安定計画に基づくもの。 貸付対象の(1)を借り入れる場合は、市町村長の罹災証明書が必要。

注1：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、「人・農地プラン」に地域を中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等が借り入れる場合には、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。
また、TPP対策として「人・農地プラン」に地域を中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。このうち、主として借り入れた資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供がでない場合に、事業性を確認した上で、実質無担保・無保証人での貸付けが可能。
2：家畜の導入の○は繁殖用家畜のみが対象となり、◎は肥育用家畜も対象となる。
3：貸付限度額の欄の*印の金額は、非補助事業の場合のみ適用され、補助事業の場合は融資金率のみの適用となる。
4：上記資金について、東日本大震災関連は償還期間（据置期間を含む）を3年延長して貸付が可能。
5：経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金については、東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子（最長18年）、実質無担保等の貸付が可能。
6：新型コロナウイルス感染症により経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金に対する対応
①貸付当初5年間の実質無利子化貸付：経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金
②実質無担保等貸付：経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金

② 農産物加工・流通関係

資金の種類	借入期間別による金利の一例(年%)	5年以内	10年以内	15年	20年	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(A又はBの低い額)		貸付対象	象	適	要
								A 融資額	B 融資率(%)				
新規用途事業等 資金		-	-	0.85	-	15	3	-	50~80	新規の用途の開発、加工原材料の新品種の育成又はその成果の企業化、当該施設の利用に必要な特別の費用等	中山間地域の農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等	特定農林畜水産物(生乳、豚・鶏肉、鶏卵等)を原材料として使用する食品製造業者	
中活 山性 間化 地資 域金	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.35	-	15	3	-	80	中山間地域の農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等	中山間地域の農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等		
	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.60	-	15	3	-	80	中山間地域の農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等	中山間地域の農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等		
生産環境 施設	借入期間にかかわらず	0.20			-	25	8	-	80	中山間地域内の生産環境施設(農山漁村広場施設、多目的研修集会施設等)	中山間地域の農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等		
特定農産加工資金	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.35	-	15	3	-	50~80	乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品製造業者等	乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品製造業者等	新技術利用には、当該施設の 利用に必要な特別の費用 等を含む	
食品産業品質管理 高度化促進資金	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.35	-	15	3	20億円	70~80	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等		
	中小企業等2.7億円超	-	-	0.50	-	15	3	-	80	配合飼料製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業に係る施設の改良、造成若しくは取得等	配合飼料製造事業	認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者	

注1：上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

(3) 農業経営改善促進資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行等]

資金の種類	金 (年%)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額(万円)		貸付対象	象	適	要
				個人	法人				
農業経営改善 促進資金 (スパーS資金)	変動金利制	1	-	認定農業者 500	認定農業者 2,000	短期運転資金 (飼料費、種苗費、機械等の修繕費、中小家畜等の購入費、小農機具等営農用備品の購入、リース料、従業員給与、生産技術・経営管理技術の習得費、市場開拓費、販売促進費等)	貸付対象者 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受けた農業者(認定農業者) 貸付限度額 畜産・施設園芸については、それぞれ4倍		

注1：貸付方式は、極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付(極度額の範囲内で随時借入れ、随時返済)又は証書貸付とする。

注2：貸付利率は、変動金利制である。

注3：本資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで)中である。期間終了時に有する本資金の残高は、すべて終了時に返済する。ただし、家畜の飼養等生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内で返済できる。

(4) 負債整理資金〔相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等〕

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (償還期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門				摘要	
						酪農	肉牛	養豚	養鶏		他
農業経営負担軽減支援資金	0.20	一般 10 特認 15	3	営農負債額	営農負債の借換え(制度資金については、貸付利率が5%を超えるものを対象)	○	○	○	○	○	
大家畜特別支援資金					大家畜経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え						融通期間 平成30～令和4年
・経営改善資金	0.20	一般 15 特認 25 残借 25	3 5 5	都道府県知事の承認額	後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え	○					
・経営継承資金	0.20	25	5								
養豚特別支援資金					養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え						融通期間 平成30～令和4年
・経営改善資金	0.20	一般 7 特認 15 残借 15	3 5 5	都道府県知事の承認額	後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え				○		
・経営継承資金	0.20	15	5								

注 農業経営負担軽減支援資金については、東日本大震災の被害を受けた者(原発被災者を除く。)に対し、実質無利子(最長18年間)・実質無担保等での貸付けが可能。さらに償還期限(据置期間)についても3年延長。また、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた者に、実質無利子(貸付当初5年間)、実質無担保等での貸付が可能。

(5) 償還負担軽減対策

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (償還期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門				摘要	
						酪農	肉牛	養豚	養鶏		他
畜産経営体質強化支援資金	0.25	酪農及び肉用牛 25 養豚 15	5 5	都道府県知事の承認額	畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者の経営改善を支援するための一括借換え	○	○	○			

(6) その他の資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率 (年%)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	対象家畜伝染病	摘要
家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金)				個人 2,000万円以内 法人 8,000万円以内	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者		融通期間 令和4年4月まで
家畜疾病経営維持資金 (経営継続資金)	0.75	7	3	1頭(100羽)当たり 乳用牛130千円 肥育用牛130千円 繁殖用雌牛65千円 肥育豚13千円 繁殖雌豚26千円 家さん52千円 繁殖用めん山羊13千円	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営維持が困難となった者	<ul style="list-style-type: none"> 伝達性海綿状脳症(TSE) 牛疫、牛肺疫 高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ C S F、A S F 口蹄疫 	
家畜疾病経営維持資金 (経営維持資金)					広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者(直近1カ月の平均販売単価が前年度を含む連続する過去5年間の同月と比較して概ね2割以上低下していること等に該当する者)		

畜産農家で利用できる融資制度

分類	民間金融機関（銀行、信用金庫等） （農業近代化資金）	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
長期運転資金	○	○（農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、農業改良資金）
施設・機械の整備	○	○（農林漁業施設資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金）
家畜の導入	○	○（スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金（畜産基盤整備））
糞尿処理施設	○	○（農林漁業施設資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、畜産経営環境調和推進資金）
草地の改良・造成	○（事業費1,800万円を超えない規模）	○（スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金）
草地利用に係る農業用施設	○	○（スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金）
備考	<p>① 建築物等造成資金（農機具等のみの場合を除く）</p> <p>② 小土地改良資金</p> <p>③ 長期運転資金の場合</p> <p>①～③の認定農業者 償還15年以内（据置7年以内） 金利0.16～0.20%</p> <p>④ ①～③の認定農業者以外の農業者 償還15年以内（据置3年以内） 金利0.20%</p> <p>⑤ 家畜購入育成資金</p> <p>④～⑤の認定農業者 償還7年以内（据置2年以内） 金利0.16～0.20%</p> <p>⑥ ④～⑤の認定農業者以外の農業者 償還7年以内（据置2年以内） 金利0.20%</p>	<p>・スーパーL資金：償還25年以内、据置10年以内、金利0.16～0.20%（※）</p> <p>・農林漁業セーフティネット資金：償還10年以内、据置3年以内、金利0.16～0.17%</p> <p>・経営体育成強化資金：償還25年以内、据置3年以内、金利0.20%</p> <p>・農業改良資金（※※）：償還12年以内、据置3～5年以内、無利子</p> <p>・農業基盤整備資金（畜産基盤整備）：償還25年以内、据置3年以内、金利0.20%</p> <p>・農業基盤整備資金（災害復旧）：償還25年以内、据置10年以内、金利0.16～0.20%</p> <p>・農林漁業施設資金（災害復旧）：償還20年以内、据置3年以内、金利0.16～0.20%</p> <p>・畜産経営環境調和推進資金：償還20年以内、据置3年以内、金利0.20%</p> <p>※ 「人・農地プラン」に中心経営体等として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合は、貸付当初5年間実質無利子での貸付が可能。</p> <p>※※ ・貸付対象者に限定あり。 ・資金使途は、農業改良措置を実施するのに必要なものであること（貸付資格（農業改良措置）は都道府県知事が認定）。</p>

注：金利は令和2年4月20日現在

2 新型コロナウイルス感染症関係

(1)令和 3 年度利子助成事業の概要(新型コロナ関連)

災害により被災した農業者等を支援するため、農業近代化資金及び農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施しています。

① 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等の早急な立ち直りを支援するため、当該農業者等が借り入れる農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金について、貸付当初 5 年間無利子になるよう利子助成金を交付するものです。

② 対象者

i) 新型コロナウイルス感染症（災害関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を「新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表」で融資機関が確認できた者。なお、この確認表は、借入希望者が作成し、融資機関へ提出します。

ii) 新型コロナウイルス感染症（反転攻勢関連資金）

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る「経営展開計画（兼取組確認表）（新型コロナウイルス感染症に係るもの）」を作成、融資機関へ提出し、その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。

③ 対象となる資金・助成内容

i) 災害関連資金

農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、
農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）：負債整理を含む
経営体育成強化資金：負債整理を含む

ii) 反転攻勢資金

農業近代化資金、農林漁業施設資金
農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）：負債整理を除く
経営体育成強化資金：負債整理を含む

(2)新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表等

→ 「新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表」、「経営展開計画（兼取組確認表）（新型コロナウイルス感染症に係るもの）」を次頁以降に添付

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）第3の4】

（別記様式1）

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表

農業協同組合		}	御中
信用農業協同組合連合会			
農林中央金庫	支店		
銀行	支店		
信用金庫	支店		
信用協同組合	店		
株式会社日本政策金融公庫	支店		
沖縄振興開発金融公庫	支店		

年 月 日

住所

氏名

<p>農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響状況</p>	<p>（可能な限り具体的に記載ください。）</p>
<p>確認結果 （融資機関が記入する）</p>	<p>適・否</p>

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）第3の5】

（別記様式2）

経営展開計画（兼取組確認表）
（新型コロナウイルス感染症に係るもの）

農業協同組合		}	御中
信用農業協同組合連合会			
農林中央金庫	支店		
銀行	支店		
信用金庫	支店		
信用協同組合	店		
株式会社日本政策金融公庫	支店		
沖縄振興開発金融公庫	支店		

年 月 日

住所
氏名

新型コロナウイルス感染症により想定される影響	(可能な限り具体的に記載ください。)
上記影響に対応するために 行う取組内容の概要	
確認資料	
確認結果 (融資機関が記入する)	適・否

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件（令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）第2の9】
（別記様式）

記載例

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表

株式会社日本政策金融公庫 支店 御中

年 月 日

住所 ○○県○○市○○ - ○○

氏名 ○○ ○○

※捺印は不要

農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響状況	<p>（可能な限り具体的に記載ください。）</p> <p>（例1）花きの販売不振 新型コロナウイルスの影響で、花きの需要が大きく落ち込み、販売数量、単価とも前年同期を大きく下回った。これに加え、毎年〇月に出展していた即売会（参考：前年売上約〇百万円）が中止になり、売上が大きく減少する見通し。</p> <p>（例2）酪農の生乳出荷停止 新型コロナウイルスの影響で、学校給食向け生乳出荷ができなくなり、〇～〇月分の売上の見通しが立っていない（参考：前年同期の売上約〇百万円）。</p> <p>（例3）サプライチェーンの寸断による経費増 新型コロナウイルスの影響で、中国から資材が入らなくなり、他地域からの資材購入により代替した結果、例年より〇割高い資材を購入せざるを得ず、その結果、利益が減少している。</p> <p>（例4）生産・出荷に必要な人員確保難による販売機会喪失 野菜（参考：前年売上約〇百万円）の収穫時期に入ったが、新型コロナウイルスの影響で生産・出荷に必要な人員が確保できなかったため野菜を出荷できず、販売機会を失った。</p>
確認結果 （融資機関が記入する）	適 ・ 否

【新型コロナウイルス感染症対策(緊急経済対策)】 農業者向け金融支援策

(令和2年6月12日時点)

農林水産省経営局金融調整課

減収等により当面の資金繰りにお困りの方

- 貸付当初5年間は実質無利子で融資が受けられます。
- 更に、実質無担保等での融資が受けられます。

☆ 利用可能な資金

農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、
経営体育成強化資金、農業近代化資金

既往債務の返済にお困りの方

- 既往債務の償還猶予等について、借入金融機関に御相談ください。
☆ 国は、金融機関等関係機関に対し、繰り返し、既往債務の償還猶予等の配慮を要請しています。

- 経営が困難となった農業者の方は、負債整理資金の利用が可能です。
なお、この負債整理資金も貸付け当初5年間は実質無利子で、実質無担保等の融資が受けられます。

☆ 利用可能な資金

農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金、スーパーL資金

新たに販路拡大や省力化等の施設整備に取り組まれる方

- 施設整備のための資金について、貸付当初5年間は実質無利子で融資が受けられます。

☆ 利用可能な資金

スーパーL資金、経営体育成強化資金、
農林漁業施設資金、農業近代化資金

融資にあたり、保証機関の保証をご希望される方

- 農業信用基金協会による債務保証について、当初5年間は保証料の免除が受けられます。
- 更に、実質無担保等で債務保証が受けられます。

☆ 支援の対象となる資金

農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、
その他農業者向け民間借換資金

3-14

新型コロナウイルス感染症対策 農業者向け金融支援策のポイント

対象資金と支援内容				
資金名		5年間の 実質無利子化	実質無担保化	保証料の 5年間免除
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	○	○	原則保証料は必要なし
	スーパーL資金	○	○	
	経営体育成強化資金	○	○	
	農林漁業施設資金	○		
民間金融機関	農業近代化資金	○	○	○
	農業経営負担軽減支援資金	○	○	○
	既往借入の借換資金	金利は、民間金融機関において決定	○	○

- 農林漁業セーフティネット資金 P 1
- スーパーL資金 P 2
- 経営体育成強化資金 P 3～5
- 農林漁業施設資金 P 6
- 農業近代化資金 P 7
- 農業経営負担軽減支援資金 P 8

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金とは

一時的な影響に対し、経営の維持安定に必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

資金使途

長期運転資金

借入限度額

1年間の経営費又は粗収益に相当する額（いずれか低い方）
簿記記帳を行っていない方は、**1,200万円**以内

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

15年以内(うち据置期間3年以内)

担保

実質無担保

※民間金融機関からの融資を受け易くするための
劣後ローンを含む

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

3-16

農林水産省

1

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農業経営基盤強化資金

(スーパーL資金)

農業経営基盤強化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者であること

資金使途

農機具、農舎などの**施設資金**、**長期運転資金**（負債整理含む）など

借入限度額

個人は**3億円**（複数部門経営等は**6億円**）以内、
法人は**10億円**（民間金融機関との協調融資の状況に応じ**30億円**）以内

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内(うち据置期間10年以内)

担保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

経営体育成強化資金

<前向き投資資金>

経営体育成強化資金<前向き投資資金>とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

資金使途

農機具、農舎などの**施設資金**、**長期運転資金**（※）

（※ 長期運転資金は集落営農組織などに限る）

借入限度額

貸付けを受ける者が**負担する額の80%**

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して
個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内（うち据置期間3～10年以内）

担保

実質無担保

取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ 経営体育成強化資金

<償還負担軽減資金（①再建整備資金）>

経営体育成強化資金<償還負担軽減資金（①再建整備資金）>とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

資金使途

制度資金以外の負債整理資金

借入限度額

個人は1,000～2,500万円以内、法人は4,000万円以内
ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して
個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内（うち据置期間3年以内）

担保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

経営体育成強化資金

<償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）>

経営体育成強化資金<償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）>とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

資金使途

制度資金に係る負債整理資金

借入限度額

**経営改善計画期間中（個人：5年間、法人：10年間）に
支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額**

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して
個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

25年以内（うち据置期間3年以内）

担保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）
- 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者等の皆様へ

農林漁業施設資金

農林漁業施設資金とは

施設の整備等のために必要な長期資金です。

借入対象者

- ① 農業を営む者
- ② 農業協同組合、農業協同組合連合会等

資金使途

農機具、共同利用施設などの**施設資金**

借入限度額

- ① は原則、貸付けを受ける者が**負担する額の80%**（但し、資金使途によっては上限額あり）
- ② は**負担額の80%**

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

- ① は原則 15年（うち据置期間3年）以内
- ② は原則 20年（うち据置期間3年）以内

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコールTEL:0120-926-478）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農業近代化資金

農業近代化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

資金使途

農機具、農舎などの**施設資金、長期運転資金**

借入限度額

個人は**1,800万円**以内、法人・団体は**2億円**まで
(農業参入法人は1億5千万円まで)

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

資金使途に応じて、7～20年以内
(うち据置期間は2～7年以内)

保証

農業信用基金協会の保証を利用される場合、**実質無担保**で
当初5年間は**保証料免除**

※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。

取扱融資機関(※)

農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、
信用組合

※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農業経営負担軽減支援資金

農業経営負担軽減支援資金とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

負債の償還が困難となっている農業者

資金使途

負債整理資金

借入限度額

営農負債の残高

金利

当初5年間は、**実質無利子**

※6年目以降の金利については
所定の金利となります。

融資期間

10年以内（うち据置期間3年以内）

※ただし、年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合は、15年以内

保証

農業信用基金協会の保証を利用される場合、**実質無担保**で
当初5年間は**保証料免除**

※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。

取扱融資機関(※)

農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、
信用組合

※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

3 災害対応資金について

※災害によって被害を受けた農業者等が利用可能な主な制度資金の一覧

災害により被害を受けた農林水産業者に対し、その再生に必要な低利の経営資金等を融通することにより、経営の安定を図ることを目的として、国や府が融資を行う農協に対し利子補給を実施する。また、農林水産業制度金融の各資金においても災害復旧等に対応する仕組みを構築している。

※貸付利率は、令和3年11月18日現在です。最新の利率をご確認ください。

資金名	資金概要	備考
天災融資資金 <発動主体：国> 災害発生のある都府県をまたがる災害に適用	対象要件：天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融通 原 資：農協等 融資機関：農協等 府の役割：農協等に利子補給を行う市町村に補助及び損失補償を行う市町村に補助 根拠法等：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 保 証：農協と市町村が損失補償契約を締結 償還期限：6年以内 等 限度額：個人200万円、法人2,500万円 等 貸付利率：その都度設定	*府・市町村とも予算措置及び要綱等の整備が必要 *市町村が災害認定を行う ●このため、貸付時期が遅くなる *償還期間が短い
農林漁業セーフティネット資金 再掲 <発動主体：公庫> (株)日本政策金融公庫常設資金	対象要件：天災等により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融通 原 資：(株)日本政策金融公庫 融資機関：(株)日本政策金融公庫または取扱金融機関 府の役割：無し 根拠法等：(株)日本政策金融公庫法 保 証：無し 償還期限：10年以内（据置3年以内） 限度額：個人、法人とも600万円 ほか 貸付利率：0.16～0.18%	*直ちに発動可 *府・市町村の財政負担は不要 *償還期間が長い
農林漁業施設資金（災害復旧）再掲 <発動主体：公庫> (株)日本政策金融公庫常設資金	対象要件：天災により施設の復旧が必要になった農林水産業者に低利の経営資金を融通 原 資：(株)日本政策金融公庫 融資機関：(株)日本政策金融公庫または取扱金融機関 府の役割：無し 根拠法等：(株)日本政策金融公庫法 保 証：無し 償還期限：15年以内（据置3年以内） 果樹の改植・補植25年以内（据置10年以内） 限度額：借受者負担額の80% ほか 貸付利率：0.16%～0.30%（償還期間によって異なる）	*直ちに発動可 *府・市町村の財政負担は不要 *償還期間が長い
農業基盤整備資金（基盤の復旧）再掲 <発動主体：公庫> (株)日本政策金融公庫常設資金	対象要件：天災により流失、埋没した施設等の復旧が必要になった農業者に低利の経営資金を融通 原 資：(株)日本政策金融公庫 融資機関：(株)日本政策金融公庫または取扱金融機関 府の役割：無し 根拠法等：(株)日本政策金融公庫法 保 証：無し 償還期限：25年以内（据置10年以内） 限度額：貸付けを受ける者が当該年度に負担する額 貸付利率：0.16%～0.30%（償還期間によって異なる）	*直ちに発動可 *府・市町村の財政負担は不要 *償還期間が長い
JA農機ハウスローン <発動主体：農協> 農協常設資金	対象要件：農機具の購入、点検・修理に付帯する費用、パイプハウス等の資材購入、建設費用など 原 資：農協 融資機関：農協 府の役割：無し 根拠法等：農業協同組合法 保 証：府農業信用基金協会保証 償還期限：1年以上10年以内 限度額：1,800万円まで 貸付利率：JA所定の金利	*直ちに発動可 *府・市町村の財政負担は不要 *償還期間が長い

以上の他に、国版認定農業者に限り、経営改善計画達成のための災害復旧目的で農業近代化資金・スーパーL資金を、また、災害を契機に施設の規模拡大等の前向き投資を行う目的で農業近代化資金・スーパーL資金（認定農業者に限る）・経営体育成強化資金を融通できる。

4 農業信用基金協会について

農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づく法人で、農業者等の方々が必要とする資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関です。

(1)業務内容

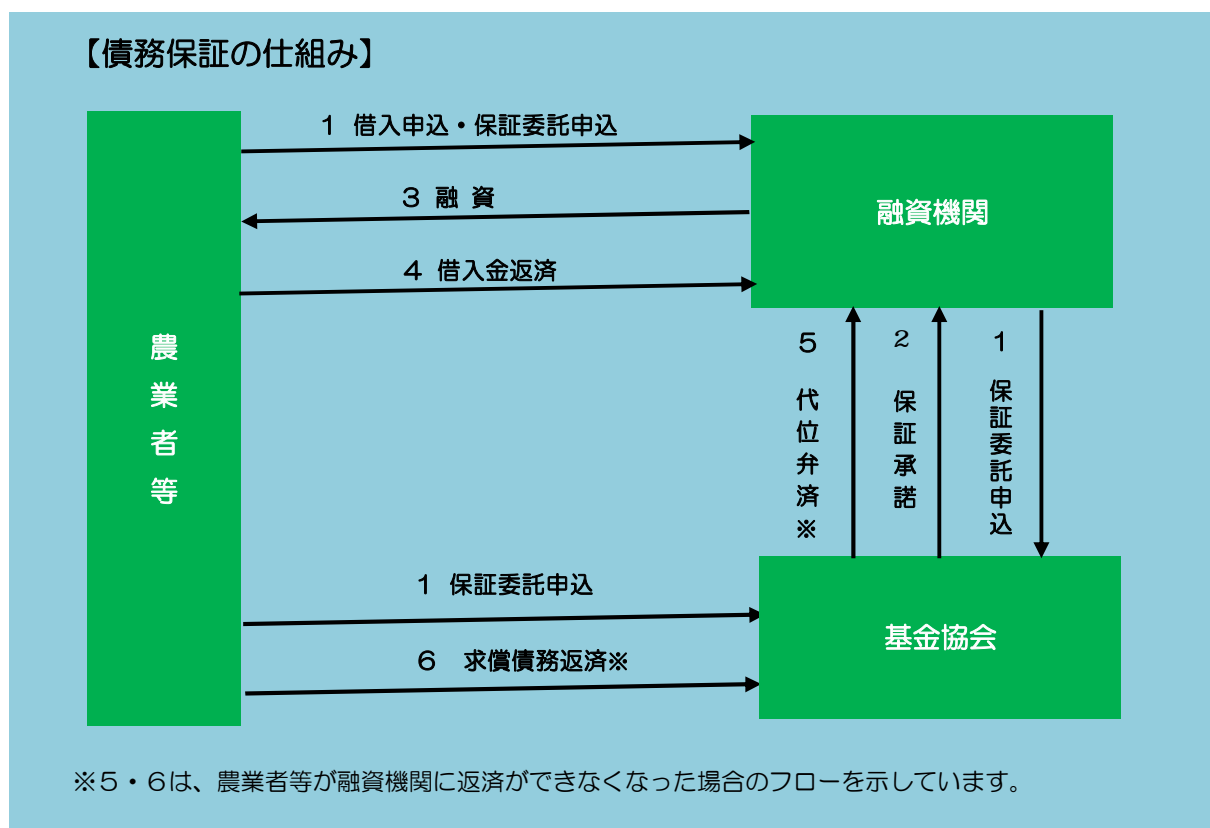
基金協会は、JAの組合員等の農業者等が、JA等の融資機関から、農業近代化資金等の農業（制度）資金、JA住宅ローン等の生活資金、賃貸住宅資金等の事業資金を借入する際、当該借入に対する保証をすることにより、借入を円滑にする信用補完業務を主な業務内容としています。

(2)債務保証の仕組み

協会の債務保証によって、JA等の融資機関から融資を受けた農業者等が、万一返済できなくなった場合、基金協会が農業者等に代わって、融資機関に肩代わり返済（代位弁済）を行います。

この代位弁済により、基金協会は農業者等への求償債権を取得し、融資機関が農業者等に有していた権利（求償権）を全て取得します。

以後、農業者等は、経営状況や生活状況に応じ、基金協会に対して、求償債務の返済をすることとなります。



(3)主な保証対象資金

農業近代化資金、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
JA新規就農応援資金、JA担い手応援ローン、
JA農機ハウスローン、農業振興資金 資産継承ローン 等

5 JAバンク大阪の農業資金等

(1)主な融資メニュー

ア JA 農機ハウスローン

- 対象者 JAの組合員であり、農業を営んでいる方又は農業に従事している方
- 借入限度額 1,800万円以内かつ所要額以内
- 借入期間 1年以上10年以内
- 資金用途 農機具の購入、点検・修理に付帯する費用、パイプハウス等資材購入、建設費用など

イ 農業振興資金

- 対象者 JAの組合員であり、農業を営んでいる方又は農業に従事している方
- 借入限度額 お近くのJA窓口にお問い合わせ下さい。
- 借入期間 30年以内（据置期間2年以内）
- 資金用途 農業経営上必要な資金、農業生産物を加工する事業に必要な資金など

ウ JA 担い手応援ローン

- 対象者 JAの組合員であり、農業を営んでいる方又は農業に従事している方
- 借入限度額 3,000万円以内かつ所要額以内
- 借入期間 1年以内
- 資金用途 【個人】農業生産に直結する運転資金
【法人】農業経営に必要な運転資金

エ JA 新規就農応援資金

- 対象者 JAの組合員の方、個人で就農開始5年目までの方、
借入時の年齢が55歳未満の方
- 借入限度額 1,000万円以内かつ所要額以内
- 借入期間 【短期】1年以内 【長期】17年以内（据置期間5年以内）
- 資金用途 農業経営に係る設備・運転資金

(2)各種補助事業

ア JAバンク利子補給

- 対象資金 JA農機ハウスローン、農業振興資金、JA新規就農応援資金、
JA担い手応援ローン
→農業振興資金については、資金用途が土地取得であるもの、借入期間が10年超のものなどは対象外
- 当初実行額 100万円以上
→JA新規就農応援資金については100万円未満の借入の場合も対象となります。
- 補給期間 借入当初3年間
- 補給率 最大1%

イ JAバンク大阪農業融資利子助成

- 対象資金 JA農機ハウスローン、農業振興資金、JA新規就農応援資金
- 当初実行額 100万円以上
→JA新規就農応援資金については100万円未満の借入の場合も対象となります。
- 助成期間 アの利子補給適用の場合 補給期間終了後5年間
アの利子補給適用外の場合 借入当初8年間
→大阪府農業信用基金協会の保証付きであることが条件
- 助成率 最大1%

ウ 農業融資に係る保証料助成

- 利用条件 JA農機ハウスローン、農業振興資金、JA新規就農応援資金、JA担い手
応援ローンを借り入れ、基金協会の保証料を一括前払いで支払った方
- 助成内容 一括前払保証料の全額を助成